

**課税対象：消費から所得へ**

**FATOR法律事務所**

# 1) 経済と法律から見る税金:

## 経済から見る税金

- 政府の収入
- 公共政策を負担する役割
- 公共性:
  - i) 収入源としての役割
  - ii) 収入源以外の役割

## 法律から見る税金

- 企業の金銭的責任
- 企業は納税する事により、罰則を避ける
- 思想的中立性

## 2) 税制改革の動き (2015年7月22日開始)

第1フェーズ:	委員会での公聴会
第2フェーズ:	税制改革を目的とする国会での法案の調査・検討
第3フェーズ:	ブラジルの成長を促し、所得分配を可能にする税制制度の実施を目指した具体案策定。現段階
第4フェーズ:	議論と法案作成
第5フェーズ:	委員会での作業終了

### 3) 改革と政治： 税制改革は何に依存するのか？

- 政治家は「*homo economicus*」
- 「法律の経済的評価」に対する政治家の姿勢
- この政治家は何を考えているのか？
- 過去を思い出すことが出来ない者は、繰り返す運命にある

# 4) 消費と所得対象課税の比較表

## 消費対象

- ・消費を課税対象とする税金：  
ISSQN(サービス税)、ICMS(商品・サービス流通税)、IPI(工業税)、PIS(社会統合プログラム)及びCOFINS(厚生年金貢献金)
- ・間接税。逆進税
- ・課税対象：
  - i) 一般国民が消費する富
  - ii) 会社の収益:売上額

## 所得対象

- ・所得を課税対象とする税金：  
IR(個人・法人所得税)、CSLL(純益に対する社会貢献金)
- ・直接税。累進税
- ・課税対象：
  - i) 所定の期間の会社の資産増加
  - ii) 利益: 会社の収益と収益を得るための経費(固定費と変動費)の差額

## 5) 課税対象別税収 (2015年のデータ)

課税対象	税収比%	GDP比%
合計	100%	33,9%
所得	18%	6.2%
人件費	26%	8.8%
所有	4%	1.5%
消費	50%	16.8%
銀行融資	2%	0.6%

# 6)改革案

i) 累進所得税を通じて、逆進税を減らす。

- ・IR(所得税)とCSLL(純益対象社会貢献金)を統合し、IR(所得税)に一本化する。

- ・課税、徴収、検査:  
国税庁が管轄

# 6)改革案

ii) ISSQN(サービス税)、ICMS(商品・サービス流通税)、IPI(工業税)、PIS(社会統合プログラム)、COFINS(厚生年金貢献金)、IOF(融資税)を廃止し、代わりにIVA(付加価値税)を導入する。

ii.a) IVAの課税対象:  
販売とサービス提供

ii.b)課税、徴収、検査:  
現在の税務監査人を吸収して新たに州税務特別局を設け、そこが管轄する。

ii.c) 対象エリア:  
ブラジル全土が対象。制定権は国会。

ii.d) 課税・徴収地:  
商品とサービスの目的地(消費地で課税・徴収される)



# 6)改革案

iii) ISSQN(サービス税)、ICMS(商品・サービス流通税)、IPI(工業税)、PIS(社会統合プログラム)、COFINS(厚生年金負担貢献金)、IOF(金融取引税)を廃止し、代わりに、IVA(付加価値税)と共に、単相選択税制定する。

## iii.a) 課税対象:

- 電力、燃料、通信、鉱物資源、輸送、タバコ、飲料水、車両、タイヤ及び自動車部品、電気電子製品、家電

## iii.b)課税、徴収、検査:

国税庁が管轄。

# 6)改革案

## iv) 所有関連税。市町村が管轄

- ・所有関連税:

IPTU(不動産税)、IPVA(車両税)、ITR(農地税)、ITBI(不動産譲渡税) e ITCMD(相続税)

- ・徴収:

市町村が、統一税率で、徴収する。

# 6)改革案

## v) 銀行取引税(COMFINS)

v.a) 目的: 人件費を対象とする厚生年金負担金と共に更生年金制度を負担する。

IOF(融資税)を廃止し、代わりにCOMFINS(銀行取引貢献金)を制定する。

v.b) 課税対象:

- 通貨の流通;
- 金融機関の仲介

v.c) 課税、徴収、検査: 国税庁の管轄

v.d) 控除: COMFINSは人件費を対象とする厚生年金負担金から控除できる。

# 7) 改革後の税収比較

(課税率GDP比35%を維持した場合)

ちなみに、アメリカは26.9%、日本は28.3%

課税対象	税収比% (改革前)	税収比% (改革後)
合計	100%	100%
所得	18%	18%
人件費	26%	23%
所有	4%	4%
消費	50%	45%
銀行取引	2%	9%

# FATOR法律事務所

(11) 3373-7487

[fatortributaria@uol.com.br](mailto:fatortributaria@uol.com.br)

[www.advogadosbrasil.net](http://www.advogadosbrasil.net)

Av. Paulista, 2.073, Horsa II, Cj. 1702

São Paulo – SP